

発電事業者のみなさまへ

平成29年度末における太陽光発電設備等(50kW未満)のお申込に関する留意事項

平成29年4月1日に施行された、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正法に伴い、国への事業計画認定申請にあたっては、接続契約締結の際に当社が発行する接続の同意を証する書類^{※1}が必要となりました。

このたび、資源エネルギー庁から、「平成29年度中の認定申請等にかかる提出期限について(注意喚起)^{※2}」が公表され、平成29年度中の事業計画認定取得を希望する発電事業者さまは、接続の同意を証する書類を平成30年2月16日までに提出するよう案内されております。

つきましては、低圧連系の太陽光発電設備等(50kW未満)で、上記期日までに接続契約の締結を希望される発電事業者さまにつきましては、標準処理期間に関わらず、書類の不足・不備等が無いことをご確認のうえ、早期にお申込み下さいますようお願いいたします。

※1:接続の同意を証する書類(平成29年4月1日以降の接続同意分)

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/purchase/170331_01.pdf

※2:資源エネルギー庁:平成29年度中の認定申請等にかかる提出期限について(注意喚起)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20171110.pdf

【注意事項】

- (1)低圧連系の太陽光発電設備等(50kW未満)の場合、接続契約締結までの標準処理期間は受付日から1か月としておりますが、例年、年度末はお申込が集中し、契約締結までに通常よりも期間を要する場合がありますので、可能な限り早期にお申し込みをいただきますようお願いいたします。
- (2)お申込書類の不足や不備があった場合や連系希望地点が不明確な場合については、技術検討を開始することが出来ないため、お申込書類を返却させていただく場合があります。また、お申込書類に不備等がなく受付した場合であっても連系希望地点付近の系統状況によって、技術検討に長期の期間を要する場合等があることについて、予めご了承くださいますようお願いいたします。

以 上